

令和6年度第3回庁議 次第

日時：令和6年9月17日（火）
9：30～9：50

場所：6階第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

(1) 令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）

提出予定議案について

【資料】

資料1 令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）提出予定議案一覧表等

資料2 令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）乙号議案説明資料

資料3 令和6年度一般会計補正予算（第2号）（案）説明資料

資料4 令和6年度病院事業会計補正予算（第1号）（案）説明資料

令和6年第3回沖縄県議会

(9月定例会)

提出予定議案一覧表等

令和6年第3回沖縄県議会(9月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分						合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)	認 定 (件)		
知事公室							0	
総務部	1			1		3	5	
企画部							0	
環境部							0	
生活福祉部							0	
こども未来部						1	1	
保健医療介護部						1	1	
農林水産部			3			4	7	
商工労働部		1				5	6	
文化観光 スポーツ部							0	
土木建築部			6			7	13	
企業局			1			2	3	
病院事業局	1	1				1	3	
教育委員会							0	
公安委員会			2				2	
合 計	2	2	12	1	0	24	41	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和6年第3回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和6年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)	総務部	
甲 2	予算	令和6年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)	病院事業局	
乙 1	条例	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	
乙 2	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	
乙 3	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・南))	土木建築部	
乙 4	議決	工事請負契約について(「中城御殿御内原エリア新築工事(建築)」)	土木建築部	
乙 5	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 6	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 7	議決	車両損傷事故に関する和解等について	農林水産部	
乙 8	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 9	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	
乙 10	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 11	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 12	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 13	議決	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	
乙 14	議決	令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	
乙 15	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	
1	認定	令和5年度沖縄県一般会計決算の認定について	総務部	
2	認定	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
3	認定	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	商工労働部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
4	認定	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	商工労働部	
5	認定	令和5年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	土木建築部	
6	認定	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	こども未来部	
7	認定	令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	総務部	
8	認定	令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
9	認定	令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	農林水産部	
10	認定	令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	農林水産部	
11	認定	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	商工労働部	
12	認定	令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
13	認定	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	商工労働部	
14	認定	令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	商工労働部	
15	認定	令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
16	認定	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	土木建築部	
17	認定	令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
18	認定	令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	土木建築部	
19	認定	令和5年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	総務部	
20	認定	令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	保健医療介護部	
21	認定	令和5年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	病院事業局	
22	認定	令和5年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	企業局	
23	認定	令和5年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	企業局	
24	認定	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	土木建築部	

令和6年第3回沖縄県議会

(9月定例会)

乙号議案説明資料

令和6年第3回沖縄県議会(9月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	2
乙 2	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	3
乙 3	議決	工事請負契約について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・南))	土木建築部	4
乙 4	議決	工事請負契約について(「中城御殿御内原エリア新築工事(建築)」)	土木建築部	5
乙 5	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	6
乙 6	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	7
乙 7	議決	車両損傷事故に関する和解等について	農林水産部	8
乙 8	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	9
乙 9	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	10
乙 10	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	11
乙 11	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	12
乙 12	議決	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	13
乙 13	議決	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	農林水産部	14
乙 14	議決	令和5年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	企業局	15
乙 15	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	16

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第1号議案 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

おきなわ工芸の杜の利便性の向上を図るため、洗い場の利用に係る料金の基準額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 共同工房等施設利用料金の区分及び単位を改める。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【説明】

- 1 洗い場には流し台が4つ設置されているが、1台と複数台の利用料金が同額であり、個人利用者にとっては負担が大きいため、改正を行う。
- 2 漆芸は、異なる工程で使用する部屋が2つまとめて料金設定されているため、実態に即して部屋ごとの料金設定を行う。
- 3 多目的室は、1号室に稼働件数が偏っているため、全室の稼働率及び利便性向上のため、料金を統一する。
- 4 展示室の半面（1室）のみを企画展示室として貸出を行っているが、イベント等において展示室全面（2室）の貸出要望が多いことから、名称を「展示室」（2室）に改め、2室貸出可能とし、1室当たりの料金設定を行う。
- 5 基準額は、現行と比較して、単位当たりでほぼ同額となる。

現 行

別表（第16条関係）

1 施設利用料金

区分		単位	基準額	
共同工房	洗い場	1時間につき	990円	
	漆芸	素地室及び下地・加飾室 (新設)	1時間につき	1,300円
		上塗り室	1時間につき	170円
		多目的室	1号室	1室半日につき
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1日につき	4,350円	
	その他の催物に利用する場合	1日につき	8,700円	



改 正 案

別表（第16条関係）

1 施設利用料金

区分		単位	基準額	
共同工房	洗い場	1区画1時間につき	240円	
	漆芸	素地室	1時間につき	1,020円
		下地・加飾室	1時間につき	280円
		上塗り室	1時間につき	170円
多目的室	1号室、2号室及び3号室	1室半日につき	1,120円	
	工芸産業に関連する催物に利用する場合 その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円	
展示室	1号室及び2号室	1室1日につき	4,350円	
	工芸産業に関連する催物に利用する場合 その他の催物に利用する場合	1室1日につき	8,700円	

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部が改正され、患者自らの選択に係る後発医薬品のある新医薬品等（※1）の調剤の費用を患者から徴収することとされたことに伴い、当該新医薬品等の調剤料の額を定める必要がある。

※1 新医薬品等（省令から引用）とは、最初に市場にでた先発医薬品のこと。

【議案の概要】

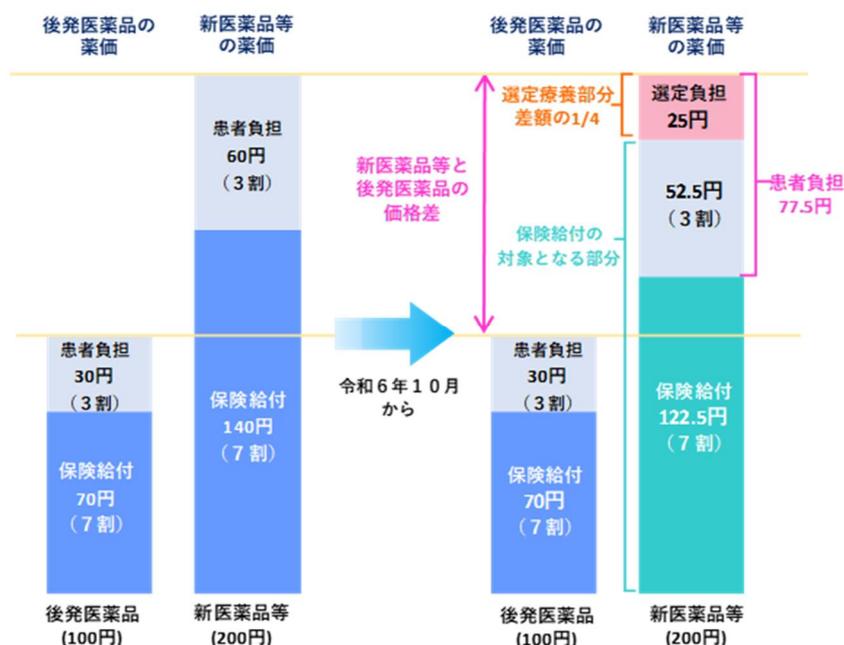
本年10月1日から選定療養（※2）の対象となる後発医薬品のある新医薬品等の料金に加算される患者自己負担額について、管理規程で定めることを沖縄県病院事業の設置等に関する条例別表第3関係に明記する。

※2 選定療養とは、患者自らの選定により医療サービスの選択肢を広げるもので、追加的な料金は全額自己負担となる保険外療養である。

【説明】

後発医薬品のある新医薬品等の選定療養

- これまで全ての後発医薬品のある新医薬品等は、薬価の全額が保険給付の対象となっていたが、今回の改正により、①後発医薬品の保険収載後5年を経過した後発医薬品のある新医薬品等、②保険収載後5年未満でも後発医薬品への置換率が50%に達している後発医薬品のある新医薬品等について、選定療養費として新たに患者の自己負担が発生する仕組みが導入される。
- その自己負担額は、後発医薬品のある新医薬品等の薬価と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1相当分の金額となる。（下図の「選定療養部分差額の1/4」）
- なお、後発医薬品のある新医薬品等であっても以下の場合には選定療養の対象から除かれ、従来どおり薬価全額が保険給付の対象となる。
 - 処方医又は保険薬局の薬剤師が医療上の必要から後発医薬品への変更を不可と判断した場合
 - 病院又は保険薬局において在庫状況等から後発医薬品の提供を困難とした場合



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第3号議案 工事請負契約について（県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・南））

【議案提出の理由】

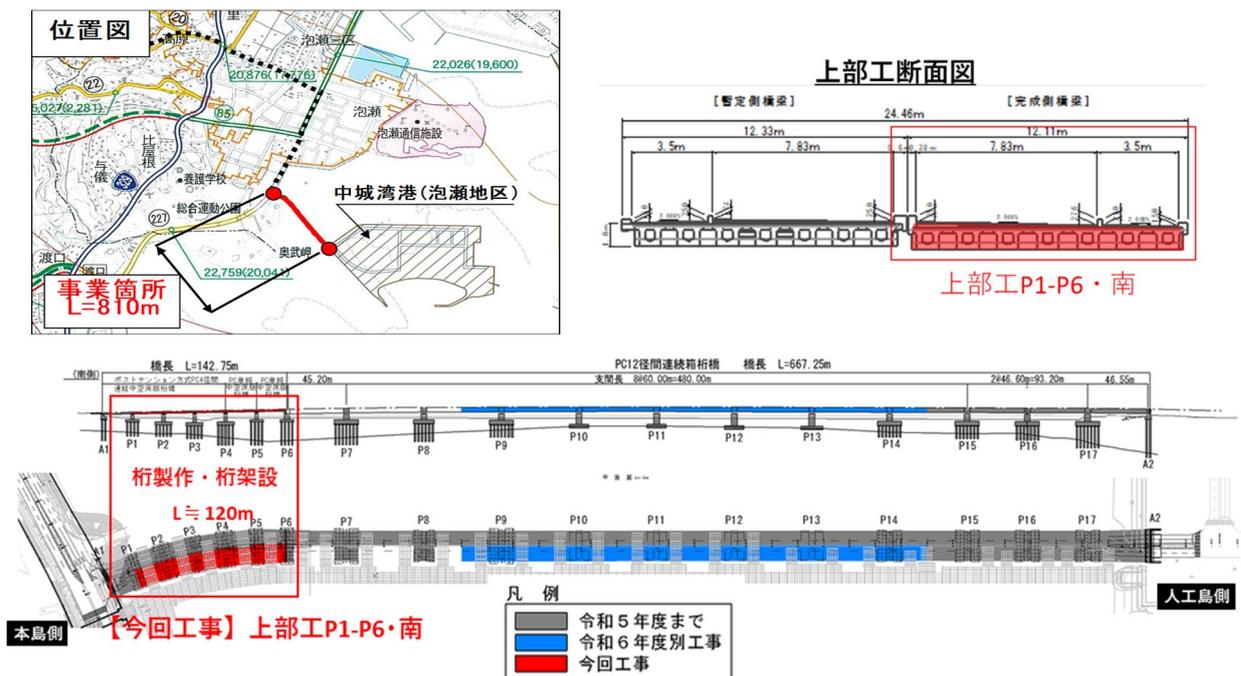
県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・南）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1-P6・南）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,381,050,000円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号
三井住友建設・太田建設・テックサービス特定建設工事共同企業体
代表者 三井住友建設株式会社九州支店 支店長 長谷川弘明
太田建設株式会社 代表取締役 太田秀吉
テックサービス株式会社 代表取締役 仲宗根基

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって右側2車線の上部工約120mを整備する工事である。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第4号議案 工事請負契約について（中城御殿御内原エリア新築工事（建築））

【議案提出の理由】

中城御殿御内原エリア新築工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 中城御殿御内原エリア新築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金額 1,089,000,000 円
- 4 契約の相手方 株式会社南山開発・株式会社金城組・有限会社辰雄建設
特定建設工事共同企業体

【説明】

本工事は、中城御殿跡地整備基本計画に基づく体験学習施設を整備するものであり、御内原エリアの建築工事である。

琉球王国の世継ぎの屋敷であった中城御殿を外観再現することにより、歴史的風致景観の創出や首里城公園全体の魅力向上を図る。また、首里城及び琉球の歴史・文化に関する展示、体験学習、交流などの教育普及の場としての役割を担う。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第5号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築1工区)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「8億2,846万5,000円」を「1,492万7,000円」増額し「8億4,339万2,000円」に変更する。

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

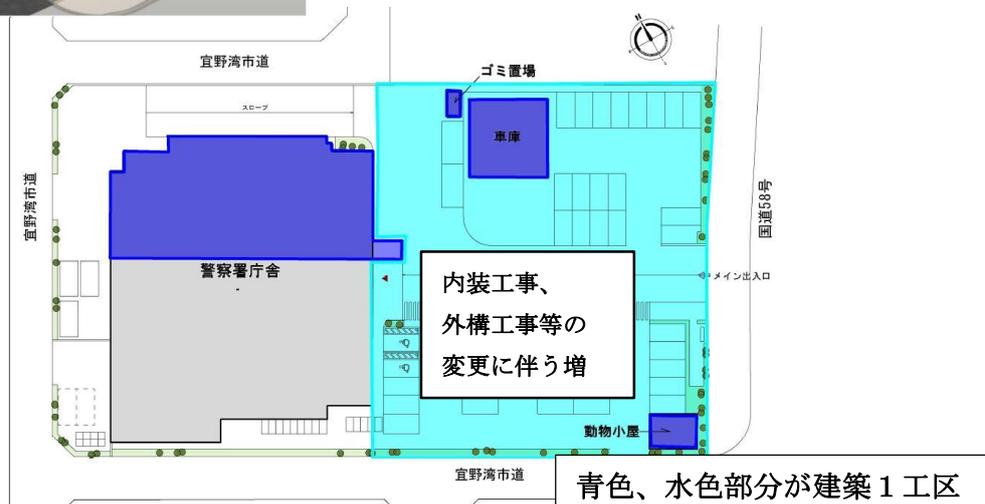
本工事は、庁舎を建替える建築工事の1工区であり、警察署庁舎及び附属する車庫棟などを新築する工事である。

今回の変更は、内装工事、外構工事等の変更に伴い契約金額を増額するものである。

- 1 契約金額(変更前) 8億2,846万5,000円
- 2 契約金額(変更後) 8億4,339万2,000円
- 3 契約の相手方 株式会社仲本工業・株式会社富士建設特定建設工事共同企業体



敷地面積：4,754.06㎡
総事業費：約31億円
構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上4階 地下1階
延べ面積：2,450.92㎡(全体：5,822.33㎡)
工期：令和4年10月19日～令和6年10月31日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について(宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区))

【議案提出の理由】

宜野湾警察署新庁舎改築工事(建築2工区)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「9億2,014万8,675円」を「1,303万5,000円」増額し「9億3,318万3,675円」に変更する。

【説明】

宜野湾警察署庁舎は、築後43年が経過し、施設の老朽化が著しく狭隘化しているため、建替えを行い執務環境の改善及び行政サービスの向上を図るものである。

本工事は、庁舎を建替える建築工事の2工区であり、警察署庁舎を新築する工事である。

今回の変更は、内装工事、外構工事等の変更に伴い契約金額を増額するものである。

- 1 契約金額(変更前) 9億2,014万8,675円
- 2 契約金額(変更後) 9億3,318万3,675円
- 3 契約の相手方 株式会社野原建設・株式会社丸元建設特定建設工事共同企業体



敷地面積：4,754.06 m²

総事業費：約31億円

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上4階 地下1階

延べ面積：3,371.41 m² (全体：5,822.33 m²)

工期：令和4年10月19日～令和6年10月31日



提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第7号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事故名 石垣漁港臨港道路上のくぼみによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年6月16日
- 3 事故発生場所 石垣市新栄町79番地1先石垣漁港臨港道路上
- 4 損害賠償額 7,700円

【説明】

- 1 令和6年6月16日午後11時頃、石垣漁港臨港道路上に生じたくぼみが、走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、臨港道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に7,700円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方＝10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第9号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

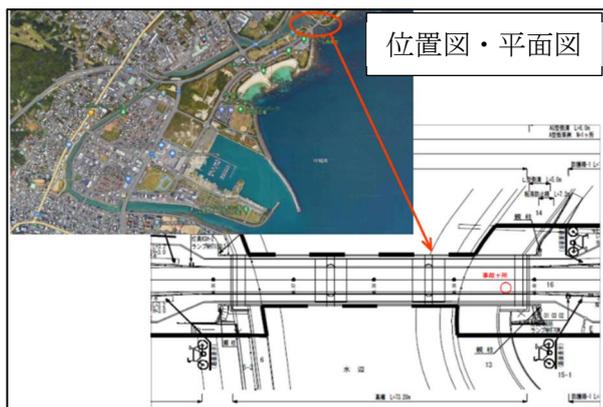
車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 中城湾港西原与那原地区臨港道路1号線に県が設置した集水ますによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年5月27日
- 3 事故発生場所 西原町字東崎16番地先中城湾港西原与那原地区臨港道路1号線上
- 4 損害賠償額 98,900円

【説明】

- 1 令和6年5月27日午後5時17分頃、中城湾港西原与那原地区臨港道路1号線に県が設置した集水ますの上を車両が走行したところ、当該集水ますが跳ね上がり、当該車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に98,900円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 10 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 2 月 20 日
- 3 事故発生場所 沖縄市山里二丁目 4 番 20 号沖縄警察署構内
- 4 損害賠償額 395,500 円

【説明】

- 1 令和 5 年 2 月 20 日、沖縄市山里二丁目 4 番 20 号沖縄警察署構内において、沖縄警察署の職員が証拠品として保管していた普通乗用自動車を移動させる際、同車の左右前部バンパー等を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 395,500 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合
県：相手方=10：0
- 4 写真

(1) 損傷の状況



(2) 移動措置の状況（再現）



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第 11 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 宜野湾警察署構内において県が設置した玄関マットによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 5 年 12 月 21 日
- 3 事故発生場所 宜野湾市大山七丁目 2770 番 7 宜野湾警察署構内
- 4 損害賠償額 108,985 円

【説明】

- 1 令和 5 年 12 月 21 日、宜野湾市大山七丁目 2770 番 7 宜野湾警察署構内において、仮設庁舎出入口に設置していたマットが風で飛ばされ、駐車中の普通乗用自動車に衝突し、同車両左側面を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、マットの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額 108,985 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合
県：相手方=10：0
- 4 写真

(1) 現場の状況



玄関マット

(2) 損傷の状況



発生時の防犯カメラ映像



玄関マット

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 12 号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

県営土地改良事業に要する費用に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 県営土地改良事業について利益を受ける関係市町村に費用の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で 64 億 6,508 万 3,000 円。そのうち、徴収することになる 17 市町村 58 地区分の負担金の総額は 4 億 529 万 2,102 円となる。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

【説明】

県営土地改良事業の負担金の概要及び負担率

事業名	負担金の概要	負担率()は離島		
		国	県	地元
水利施設整備事業	市町村及び地区数：12 市町村 27 地区 総事業費：29 億 9,800 万円 総負担金額：1 億 4,426 万 5,000 円	80	11 (15.5)	9 (4.5)
農地整備事業	市町村及び地区数：9 市町村 25 地区 総事業費：28 億 7,430 万円 総負担金額：2 億 2,394 万 9,902 円	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
農地保全整備事業	市町村及び地区数：2 市村 4 地区 総事業費：4 億 4,516 万 6,000 円 総負担金額：2,429 万 1,670 円	(農地侵食防止工事)		
		80	10 (15)	10 (5)
		(特殊農地保全整備)ほ場整備		
		75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
		畑地かんがい		
		80	11 (15.5)	9 (4.5)
ため池等整備事業	市町村及び地区名：名護市真喜屋地区 事業費：5,000 万円 負担金額：400 万円	80	12 (16.5)	8 (3.5)
農業基盤整備促進事業	市町村及び地区名：大宜味村押川地区 事業費：9,761 万 7,000 円 負担金額：878 万 5,530 円	80	11 (15.5)	9 (4.5)

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第 13 号議案 県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について

【議案提出の理由】

県が行う建設事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第 27 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 県が行う建設事業について利益を受ける関係市町村に経費の一部を負担させるため、事業費、負担金、事業費に対する負担金の割合を表示し、議会の議決を求める。
- 2 今回の議案に係る事業費は全体で 18 億 5,863 万 6 千円。そのうち、徴収することになる 14 市町村 20 地区分の負担金の総額は 1 億 7,470 万 5,100 円となる。
- 3 事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金額を増額又は減額する。
- 4 以上のことについては、関係市町村の同意を得ている。

【説明】

県が行う建設事業の負担金の概要及び負担率

事業名	負担金の概要	負担率()は離島		
		国	県	地元
農地整備事業	市町村及び地区数：1 村 3 地区 総事業費：1 億 4,600 万円 総負担金額：1,241 万円	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)
水利施設整備事業	市町村及び地区数：4 市町村 3 地区 総事業費：2 億 575 万円 総負担金額：1,364 万 2,500 円	80	11 (17.5)	9 (2.5)
水質保全対策事業	市町村及び地区数：5 市村 5 地区 総事業費：5 億 8,118 万円 総負担金額：6,902 万 2,500 円	75	12.5 (15)	12.5 (10)
通作条件整備事業	市町村及び地区名：石垣市石垣 2 期地区 事業費：8,823 万 6 千円 負担金額：441 万 1,800 円	85	7.5 (10)	7.5 (5)
農業基盤整備促進事業	市町村及び地区名：2 市村 2 地区 事業費：2,360 万円 負担金額：197 万円	80	10 (15)	10 (5)
		80	12.5 (17.5)	7.5 (2.5)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	市町村及び地区名：6 市村 6 地区 事業費：8 億 1,387 万円 負担金額：7,324 万 8,300 円	80	11	9

提出議案の概要

【企業局】

【議案名】

乙第 14 号議案 令和 5 年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【議案提出の理由】

令和 5 年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和 5 年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金 7 億 3,226 万 2,792 円の全額を減債積立金に積み立てる。

【説明】

○令和 5 年度 沖縄県水道事業剰余金処分計算書（案） (単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	31,866,212,492	16,027,300,281	732,262,792
議会の議決による処分数額	0	0	△ 732,262,792
減債積立金の積立	0	0	△ 732,262,792
処分後残高	31,866,212,492	16,027,300,281	(繰越利益剰余金) 0

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 15 号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

収用委員会委員 1 人が令和 6 年 10 月 26 日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

収用委員会委員は、法律、経済又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者(公共事業の施行者)の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について(現行)

氏名	発令期間	備考
平良 卓也(会長)	R06.08.01 ~ R09.07.31	
大城 直哉(会長代理)	R06.08.01 ~ R09.07.31	
高良 祐之(会長代理)	R05.07.29 ~ R08.07.28	
比嘉 正茂	R03.10.27 ~ R06.10.26	任期満了
西端 裕子	R04.07.25 ~ R07.07.24	
高橋 大地	R04.07.25 ~ R07.07.24	
仲里 豪	R05.07.29 ~ R08.07.28	
竹内 優志(予備委員)	R06.08.01 ~ R09.07.31	
大城 真也(予備委員)	R05.07.29 ~ R08.07.28	

3 委員の活動状況について(令和 5 年度)

- (1) 定例会・・・・・・・・ 12 回
- (2) 臨時会・・・・・・・・ 1 回
- (3) 公開審理・・・・・・ 5 回
- (4) 現地調査・・・・・・ 6 回
- (5) その他・・・・・・・・ 79 回

令和 6 年度 一般会計補正予算（第 2 号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第 2 号）（案）の概要	2 頁
2	歳入歳出総括	3 頁
3	歳入歳出財源内訳	4 頁
4	部局別総括	5 頁
5	補正予算事業	6 頁
6	繰越明許費補正	11 頁
7	債務負担行為補正	12 頁

令和 6 年 9 月
総務部財政課

一般会計補正予算(第2号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計(第2号)】	2,973,614	
1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業	2,218,668	
2 災害関連	256,500	
3 償還金	498,446	

歳入歳出総括

(単位：千円)

(1) 歳入

既決予算額 845,032,889

今回補正額 2,973,614

(内 訳)

分担金及び負担金	20,517
国庫支出金	4,829
財産収入	7,610
繰入金	1,633,884
諸収入	138,274
県債	1,168,500

改予算額 848,006,503

(2) 歳出

既決予算額 845,032,889

今回補正額 2,973,614

(内 訳)

投資的経費	1,560,805
普通建設事業費	1,560,805
補助事業費	1,236,805
単独事業費	324,000
その他の経費	1,412,809
物件費	10,736
維持補修費	22,500
補助費等	518,963
積立金	7,610
貸付金	853,000

改予算額 848,006,503

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
分担金及び負担金	20,517			20,517	
国庫支出金	4,829	4,829			
財産収入	7,610			7,610	
繰入金	1,633,884			633,621	1,000,263
諸収入	138,274				138,274
県債	1,168,500		1,168,500		
歳入合計	2,973,614	4,829	1,168,500	661,748	1,138,537
(歳 出)					
投資的経費	1,560,805	4,829	315,500	633,621	606,855
普通建設事業費	1,560,805	4,829	315,500	633,621	606,855
補助事業費	1,236,805	4,829	500	633,621	597,855
単独事業費	324,000		315,000		9,000
その他の経費	1,412,809		853,000	28,127	531,682
物件費	10,736				10,736
維持補修費	22,500				22,500
補助費等	518,963			20,517	498,446
積立金	7,610			7,610	
貸付金	853,000		853,000		
歳出合計	2,973,614	4,829	1,168,500	661,748	1,138,537

【参考】令和6年度末 財政調整基金残高 見込額

(単位：千円)

\	9月補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		9月補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	4,706,908	1,000,263	0	3,706,645

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
企 画 部	34,527,417	2,092,048		853,000	641,231	597,817
生 活 福 祉 部	35,552,541	11,544			11,544	
保 健 医 療 介 護 部	102,161,115	343,830			8,973	334,857
農 林 水 産 部	54,367,987	10,736				10,736
商 工 労 働 部	78,116,566	163,589				163,589
土 木 建 築 部	86,444,710	351,867	4,829	315,500		31,538
合 計	845,032,889	2,973,614	4,829	1,168,500	661,748	1,138,537

※一般会計補正予算(第2号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計補正予算（第2号）事業

1 当初予算成立後の事情変更に伴う事業

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	特定駐留軍用地等内土地取得事業	641,231	<p>特定駐留軍用地等内の土地先行取得に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 982,114千円 → 補正後 1,623,345千円</p> <p>【内訳】 委託料 13,321千円、公有財産購入費 620,300千円、積立金 7,610千円</p> <p>【内容】 地権者からの用地買取り申し出が当初想定（0.86ha→1.7ha）よりも多かったことから、公有財産購入費の不足が見込まれることによる補正</p> <p>【事業対象等】 買取り申し出のあった特定駐留軍用地等内の用地（0.84ha）</p>	企画部 （県土・跡地 利用対策課）
2	地域総合整備資金貸付事業費	853,000	<p>地域総合整備資金貸付制度を活用した貸付けに要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 853,000千円</p> <p>【内訳】 貸付金 853,000千円</p> <p>【内容】 ・琉球新報社による地域総合整備資金貸付制度を活用した申込みに基づき、同社の新聞輪転印刷機等の更新に係る長期無利子資金の貸付けを行うための補正 ・地域総合整備資金貸付制度概要：都道府県等が財団法人地域総合整備財団の支援を得て、政府系または民間金融機関との協調融資により、地域の振興に貢献する事業を行う民間事業者等に対し、長期かつ無利子の資金を供給する制度</p> <p>【事業対象等】 ・琉球新報社による印刷設備更新事業（総事業費2,682,000千円）</p>	企画部 （地域・離島課）
3	大東地区情報通信基盤整備推進事業	597,817	<p>大東地区情報通信基盤整備工事（第2期・陸上部）の増額変更に伴う補正</p> <p>【予算】 補正前 1,734,000千円 → 補正後 2,331,817千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 597,817千円</p> <p>【内容】 海底光ケーブル陸揚管路敷設のための推進工（地中掘削）において、想定以上に地盤が悪い箇所があることから、掘削補助工法（セメンチング）の回数が当初設計より増加しており、今後の増加も見込んで工事の増額変更を行う。 ※9月補正後に改定仮契約を締結し11月議会の議決を得て本契約締結予定 ※セメンチング：掘削孔の隙間をセメント等で塞ぐ作業</p> <p>【事業対象等】 ・北大東島における海底光ケーブル陸揚管路工事</p>	企画部 （情報基盤 整備課）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
4	災害時要配慮者支援事業	11,544	<p>DWAT（おきなわ災害派遣福祉チーム）及び介護職員等の派遣費用に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 11,009千円 → 補正後 22,553千円</p> <p>【内訳】 負担金 11,544千円</p> <p>【内容】 能登半島地震の発生による石川県へのDWAT及び介護職員等派遣に際して、派遣元の施設へ派遣費用を支払うための補正</p> <p>※派遣費用については、一旦、派遣元施設が立替払いを行っている。 ※派遣元に支払った費用については、災害救助法に基づき、今後、石川県に求償を行う。</p> <p>【事業対象等】 ・ 1～6月に派遣された介護職員 41人 8,348千円（実績） ・ 7月以降の派遣職員 20人 3,196千円（見込）</p>	生活福祉部 （福祉政策課）
5	災害医療対策事業	6,913	<p>災害時におけるDMAT（災害派遣医療チーム）派遣体制の確保等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 69,140千円 → 補正後 76,053千円</p> <p>【内訳】 負担金 6,913千円</p> <p>【内容】 令和6年能登半島地震について、石川県の応援要請に基づき沖縄DMATが行った被災地支援活動に係る費用を負担するための補正</p> <p>【事業対象等】 DMAT派遣人数 40人（累計） 派遣期間 R6.1.18～R6.2.4</p>	保健医療介護部 （医療政策課）
6	災害時心のケア体制整備事業	2,060	<p>災害時におけるDPAT（災害派遣精神医療チーム）派遣体制の確保等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 3,786千円 → 補正後 5,846千円</p> <p>【内訳】 負担金 2,060千円</p> <p>【内容】 令和6年能登半島地震について、石川県の応援要請に基づき沖縄県DPATが行った被災地支援活動に係る費用を負担するための補正</p> <p>【事業対象等】 DPAT派遣人数 9人（累計） 派遣期間 R6.1.12～R6.1.18 R6.1.28～R6.2.5</p>	保健医療介護部 （地域保健課）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
7	病虫害総合防除対策事業費	10,736	<p>国内未定着の害虫であるセグロウリミバエのまん延防止のために必要な調査および緊急防除を実施するための経費</p> <p>【予算】 補正前 25,767千円 → 補正後 36,503千円</p> <p>【内訳】 旅費 565千円、需用費 5,300千円、委託料 4,000千円、使用料 871千円</p> <p>【内容】（具体的な補正内容を記載） 国内未定着の害虫であるセグロウリミバエが確認されており、まん延することにより科果実の生産出荷に影響を及ぼす危険性があることから、緊急的な調査及び防除を実施するための補正</p> <p>【事業対象等】 セグロウリミバエが確認された地域及びその周辺地域（本島北部）</p>	農林水産部 （営農支援課）
8	県単道路事業費	90,000	<p>県管理道路の整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 372,400千円 → 補正後 462,400千円</p> <p>【内訳】 工事請負費 79,000千円、補償、補填及び賠償金 11,000千円</p> <p>【内容】 ジャングル開園に伴い予測される交通量の増加による渋滞対策として、県道に右折帯を設置する工事のための補正</p> <p>【事業対象等】 県道84号線（名護本部線）右折帯L=43.0m 樹木等の補償</p>	土木建築部 （道路街路課）
9	防衛施設周辺障害防止事業	5,367	<p>億首川の河川改修に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 155,614千円 → 補正後 160,981千円</p> <p>【内訳】 公有財産購入費 5,367千円</p> <p>【内容】 国庫補助金の交付決定により事業費が増額となるため、国費と不足分の県債等を補填するための補正</p> <p>【事業対象等】 R6当初予算と本補正の合計46,362千円で3筆取得（億首川改修工用地R5末時点17筆中14筆取得済。本補正により残り3筆取得）</p>	土木建築部 （河川課）

一般会計補正予算（第2号）事業

2 災害関連

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	応急対応費 （土木総務課）	22,500	<p>台風や大雨等による被災を最小限に抑止するための緊急的な対応に要する経費</p> <p>【予算】補正前 45,000千円 → 補正後 67,500千円</p> <p>【内訳】委託料 22,500千円</p> <p>【内容】 令和6年6月の大雨に伴う道路冠水や河川の洗堀等への応急対応により予算を執行したため、今後の災害への備えた補正</p> <p>【事業対象等】 年度後半の災害に備えた応急対応費</p>	土木建築部 （土木総務課）
2	緊急自然災害防止対策事業（道路防災）	190,000	<p>災害の発生予防・拡大防止を図るための道路防災対策に要する経費</p> <p>【予算】補正前 3,379,000千円 → 補正後 3,569,000千円</p> <p>【内訳】委託料 26,000千円、工事請負費 164,000千円</p> <p>【内容】 令和6年6月の大雨により法面崩壊及び道路の洗堀のあった道路における災害拡大防止のための調査設計や工事等のための補正</p> <p>【事業対象等】 南部東道路（法面被災）、富野大川線（法面被災）、石垣港伊原間線（道路洗堀）</p>	土木建築部 （道路管理課）
3	緊急浚渫推進事業	44,000	<p>浸水被害防止のため地方単独事業として実施する浚渫等に要する経費</p> <p>【予算】補正前 619,000千円 → 補正後 663,000千円</p> <p>【内訳】委託料 44,000千円</p> <p>【内容】 令和6年6月の大雨により浸水被害のあった河川における河道内の浚渫等のための補正</p> <p>【事業対象等】 安謝川（1.2km）、安里川（1.0km）、真嘉比川（0.6km）</p>	土木建築部 （河川課）

一般会計補正予算（第2号）事業

3 償還金

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	医療施設等物価高騰対策支援事業	95,840	<p>物価高騰の影響を受けている医療施設等に対し、支援金の支給に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 179,953千円 → 補正後 275,793千円</p> <p>【内訳】 償還金 95,840千円</p> <p>【内容】 令和5年度過年度精算に係る国庫償還を行うための補正 償還額95,840千円＝国庫受入額385,542千円－事業実績額289,702千円</p> <p>【事業対象等】 令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>	保健医療介護部 （医療政策課）
2	介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	239,017	<p>物価高騰の影響を受けている介護サービス事業者等に対し、支援金の支給に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 239,017千円</p> <p>【内訳】 償還金 239,017千円</p> <p>【内容】 令和5年度過年度精算に係る国庫償還を行うための補正 償還額239,017千円＝国庫受入額641,972千円－事業実績402,955千円</p> <p>【事業対象等】 令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>	保健医療介護部 （高齢者介護課）
3	沖縄電気料金高騰緊急対策事業	96,861	<p>県内の電気料金の高騰の影響を受けた県民及び事業者の負担軽減を図るための緊急的な対応の実施に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,170,995千円 → 補正後 1,267,856千円</p> <p>【内訳】 償還金 96,861千円</p> <p>【内容】 特別高圧受電契約事業者支援事業補助金について、令和5年度に交付した事業者からの実績報告訂正に伴う返還金を国へ償還するための補正</p> <p>【事業対象等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和4年度及び5年度） 返還対象事業所1箇所</p>	商工労働部 （産業政策課）
4	うちなーんちゅ応援プロジェクト	66,728	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫返納に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 22,856千円 → 補正後 89,584千円</p> <p>【内訳】 償還金 66,728千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したうちなーんちゅ応援プロジェクトの協力金について、事業者に支給した額の実績確定に伴う償還金を国へ償還するための補正</p> <p>【事業対象等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 令和5年度返還金に伴う国庫償還金66,728千円</p>	商工労働部 （中小企業支援課）

繰越明許費補正

【一般会計】

(追加)

(単位：千円)

款	項	補正額	備考
2 総務費		118,247	
	1 総務管理費	118,247	公共施設マネジメント推進事業
6 農林水産業費		1,352,573	
	3 農地費	1,352,573	農業水路等長寿命化・防災減災事業（農地農村整備課）他7事業
8 土木費		5,539,863	
	1 土木管理費	200,400	沖縄振興公共投資交付金（下水道課市町村事業）
	2 道路橋りょう費	4,657,463	北部振興事業費（道路）他5事業
	4 港湾費	532,000	港湾改修費
	5 都市計画費	150,000	社会資本整備総合交付金（首里城公園）
9 警察費		313,830	
	2 警察活動費	313,830	交通安全施設整備事業費（補助事業）
合 計		7,324,513	

債務負担行為補正

(変更)

事 項	期 間	限 度 額 前 (変 更)	限 度 額 後 (変 更)
公 共 職 業 能 力 開 発 事 業 費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 88,973	千円 110,824

令和6年度 病院事業会計 補正予算（案）説明資料

【甲第2号議案】

令和6年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）（案） の概要	1頁
-----------------------------------	----

令和6年9月
病院事業局

令和6年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）（案）の概要

1 補正予算の考え方

県立病院附属離島診療所等建替事業（伊平屋診療所）において、当初予定していなかった杭工事の追加等が必要なため、補正予算を編成するものである。

2 補正予算（案）の概要

(1) 資本的収支予算の補正

（単位：千円）

項 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額
収入	資本的収入（A）	6,271,704	29,400	6,301,104
	企業債	3,957,100	29,400	3,986,500
支出	資本的支出（B）	8,465,672	29,400	8,495,072
	建設改良費	4,218,781	29,400	4,248,181

(2) 債務負担行為の補正

（単位：千円）

項 目	既決限度額	補正限度額	補正後限度額
県立病院附属離島診療所等建替事業（伊平屋診療所）	120,436	117,600	238,036

(3) 企業債の補正

起債の限度額「3,957,100千円」を「3,986,500千円」に補正する。